地 域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 乗継円滑化事業 (第二十一条 第二十五条)」 を

第五節の二 鉄道事業再構築事業

第五節

乗継円滑化事業 (第二十一

条 第二十五条)

に改める。

第二十五条の二 第二十五条の四)」

第二条第五号中「乗継円滑化事業」 の下に「、 鉄道事業再構築事業」 を加え、 同条第九号の次に次の一 号

を加える。

九の二 鉄道事業再構築事業 最近における経営状況にかんがみ、その継続が困難となり、又は困難とな

るおそれがあると認められる旅客鉄道事業(鉄道事業法による鉄道事業のうち旅客の運送を行うもの及

び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、 又は使用させるものをいう。 以下同じ。)につい

て、 経営 の改善を図るとともに、 市町村その他の者の支援を受けつつ、 次に掲げる事業構造 の変更を行

うことにより、 当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業(鉄道再生事業に該

当するものを除く。)をいう。

イ 事業の譲渡及び譲受

ロ 法人の合併又は分割

ハ イ及び口に掲げるもののほか、事業の実施主体の変更

イから八までに掲げるもののほか、 重要な資産の譲渡及び譲受その他の国土交通省令で定める事業

構造の変更

第二条第十二号イ中「鉄道事業法による鉄道事業(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業

者に鉄道施設を譲渡し、 又は使用させるものに限る。 第四章において「旅客鉄道事業」という。)」を「旅

客鉄道事業」に改める。

第三章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 鉄道事業再構築事業

(鉄道事業再構築事業の実施)

第二十五条の二 地域公共交通総合連携計画において、 鉄道事業再構築事業に関する事項が定められたとき

Ιţ 当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、 当該鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を経

営する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道

事業を経営しようとする者その他の国土交通省令で定める者は、 その全員の合意により、 当該地域公共交

通 総合連携計画に即して鉄道事業再構築事業を実施するための計画 (以下「 鉄道事業再構築実施計画」

لح

いう。 を作成し、 これに基づき、 当該鉄道事業再構築事業 を実施・ するものとする。

一 鉄道事業再構築事業を実施する路線

2

鉄道事業再構築実施計

画には、

次に掲げ

げる事項について定めるものとする。

一 旅客鉄道事業の経営の改善に関する事項

三 市町村その他の者による支援の内容

四 旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容

五 鉄道事業再構築事業の実施予定期間

六 鉄道 事 業再構築事業の実施 に必要な資金の額及びその調達方法

七 鉄道事業再構築事業の効果

八 前各号に掲げるもののほか、 鉄道事業再構築事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定

める事項

(鉄道事業再構築実施計画の認定)

第二十五条の三 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者は、 国土交通大臣に対し、 鉄道事業再構築実施

計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請

することができる。

2 国土交通大臣は、 前項 の規定による認定の申請があった場合において、 その鉄道事業再構築実施計画が

次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

鉄道事業再構築実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

鉄道事業再構築実施計画に定める事項が鉄道事業再構築事業を確実に遂行するため適切なものである

こ と

鉄道 事業再構築実施計画に定められた事業のうち、 次のイからへまでに掲げる許可又は認 可を受けな

け ればならない ものについては、 当該事業の内容がそれぞれ当該イからへまでに定める基準に適合する

1 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号に掲げる基準

鉄道 事業法第七条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

八 鉄道事業法第十五条第一 項の認 可 同条第三項 の基準

鉄道 事業法第十六条第一 項の認 可 同条第二 項 の 基

事業法第二十五条第 項の許可

朩

鉄道

鉄道 事業法第二十六条第一 項又は第二項の認可 同条第三項において準用する同法第五条第一 項 各

同条第二項各号に掲げる基準

号に掲げる基準

四 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、 鉄道事業法第三条第一項の許可又は同法第二十六

条第一項若しくは第二項の認可を受けなければならないものについては、 当該事業を実施しようとする

者が同法第六条各号の いずれにも該当しないこと。

3

国土交通大臣は、 地方公共団体が経営する鉄道事業法第二条第四項に規定する第三種鉄道事業に該当す

る 事業(鉄道線路を同条第三項に規定する第二種鉄道事業を経営する者に無償で使用させるものに限る。

- が定められた鉄道事業再構築実施計画について前項の認定をしようとするときは、 当該第三種鉄道事業
- に該当する事業について、 同項第三号イの規定にかかわらず、同法第五条第一項第二号から第四号までに
- 掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをすることができる。
- 4 第二項の 認定をする場合にお いて、 鉄道事業法第十六条第一項の認可を要するものについては、 運 輸審

議会に諮るものとする。

- 5 第二項 の認定を受けた者は、 当該認定に係る鉄道事業再構築実施計画を変更しようとするときは、 国土
- 交通大臣の認定を受けなければならない。
- 6 第二項から第四項までの規定は、 前項の認定について準用する。
- 7 国土交通大臣は、 第二項の認定に係る鉄道事業再構築実施計画(第五項の変更の認定があったときは、
- そ の変更後のもの。 以下「認定鉄道事業再構築実施計 画」という。 が第二項各号のいずれ かに適合しな
- < なったと認めるとき、 又は同項の認定を受けた者が認定鉄道事業再構築実施計 画に従って鉄道事業再構
- 築事業を実施していない と認めるときは、 その認定を取り消すことができる。
- 8 第二項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、 国土交通省令で定める。

(鉄道事業法の特例)

第二十五条の四 (同条第六項において準用する場合を含む。 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者がその鉄道事業再構築実施計画について前条第)の認定を受けたときは、 当該鉄道 事業再構築実 施 計 画

に定められ た鉄道事業再構築事業のうち、 鉄道事業法第三条第一項若しくは第二十五条第一項 の許可 若し

くは 同法第七条第 項、 第十五条第一項、 第十六条第一項若しくは第二十六条第一 項若しくは 第二項 の認

つ 可 を受け、 ては、 これらの規定により許可若しくは認可を受け、 又は同法第七条第三項若しくは第十六条第三項の規定による届出をし 又は届出をしたものとみ な なす。 け れ ば ならな 61 も

のに

2 認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業を実施するために、 当該鉄道事業再構築

事業に係る従前の旅客鉄道事業について廃止をすることが必要となる場合においては、 鉄道事業法第二十

八条の二第一項 の規定にかかわらず、 廃止届出をすることを要しない。

第二十八条第一項中「又は乗継円滑化事業」 を「、 乗継円滑化事業又は 鉄道事業再構築事業」 に改め、 同

条第二項中「又は認定乗継円滑化実施計 画に定められた乗継円滑化 事業」 を「、 認定乗継円滑化 実施 計 画に

定められた乗継円滑化事業又は認定鉄道事業再構築実施計画に定められ た鉄道事業再構築事業」 に改 め、 同

条第三項中「又は認定乗継円滑化実施計画」を「、 認定乗継円滑化実施計画又は認定鉄道事業再構築実施計

画」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

政府は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、 この法律の施行の状況について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の三の次に次の一条を加える。

認定鉄道事業再構築実施計 画に基づき鉄道施設を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽 減)

第八十三条の四 旅客鉄道事業者(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十

該特 道 れ 第 第 ところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、 に の 定 法第二十五条の三第二項 (同条第六項において準用する場合を含む。) 再構築実施計画 施 施 ·業再構築事業に係る旅客鉄道事業の用に供するため、 供され た地域交通活性化法第二条第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業に係る同号の旅客鉄 (地域 定鉄 項 項 行 設で政令で定めるもの Ô Ê 以下この条において「地域交通活性化法」という。) 第二十五条の二第一項に規定する鉄道事業 の **対道施設** てい 許可を受けたものとみなされる者を含む。) であつて、 規定する鉄道事業者 日から平成二十二年三月三十一日までの間にされ 公共交通の活性化及び再生に関する法律 た鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設の譲渡を受けた者をいう。 の取得に伴う不動産 (以下この条において「鉄道事業再構築実施計画」という。) について地域交通活性化 (以下この条にお (地域交通活性化法第二十五条の の 権利 の 移転 11 7 の の登記に係る登録免許税の 特定鉄道施設」 一部を改正する法律 当該鉄道事業再構築実施計画に基づい たも 四 のに限る。 当該鉄道 第 という。 登録免許税法第九条の規定に 項の規定により の規定による国土交通大臣 (平成二十年法律第 事業再構築実施計 を受け 税率は、 を取得 た鉄道事 鉄道 した場合には、 財務省令で定) が、 事 道 画に定 業法第三条 業法第七条 事業 当該 て当該鉄 の用 の認 かか める 鉄 めら 号) 当 道

わらず、所有権の移転の登記にあつては千分の八とし、地上権又は賃借権の移転の登記にあつては千分

の四とする。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百二十号中「(平成十九年法律第五十九号)」の下に「第二十五条の四第一項

(鉄道事業法

の特例) 若しくは」を加え、「第三十条第三項(」を「第二十五条の三第二項(鉄道事業再構築実施 計画

の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による鉄道事業再構築実施計画 の認定若し

くは同法第三十条第三項(」に改める。

地域公共交通特定事業に、 継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業に

ついて、 市町村その他の者の支援を受けつつ事業構造の変更を行うことにより輸送の維持を図るための 鉄道

国土交通大臣による認定を受けた計画に定められた鉄道事業再構築事

事業再構築事業を追加するとともに、

業を実施する場合における鉄道事業法の特例等を定める必要がある。これが、 この法律案を提出する理由で

ある。